

養護老人ホーム東寿園外部サービス利用型特定施設重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
(広島県指定 第3472100423号)

当事業所は、入所者に対し、養護老人ホーム東寿園が指定を受けて行う外部サービス利用型特定施設入居者生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容・契約上ご注意いただきたいことなどについてご説明します。

1. 事業者

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| (1) 名 称 | 社会福祉法人東城有栖会 |
| (2) 所 在 地 | 〒729-5125
広島県庄原市東城町川西947番地の2 |
| (3) 電 話 | 08477-2-2215 (代) |
| (4) F A X | 08477-2-5758 |
| (5) 代 表 者 | 理事長 高 原 淳 尚 |
| (6) 設 立 年 月 | 昭和47年 5月 2日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 事業の種類 | 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護サービス
(平成18年10月 1日指定・広島県指定第3472100423号) |
| (2) 名 称 | 養護老人ホーム東寿園 |
| (3) 所 在 地 | 〒729-5125
広島県庄原市東城町川西947番地の2
JR利用：芸備線東城駅下車 徒歩で約20分
自家用車利用：中国自動車道東城インターより約10分 |
| (4) 電 話 | 08477-2-2215 (代) |
| (5) F A X | 08477-2-5758 |
| (6) 管 理 者 | 小林正和 |
| (7) 開園年月日 | 昭和48年 7月 1日 |
| (8) 定 員 | 50名 |
| (9) 居 室 | 19.460㎡ 22室 (桜寮：一人部屋)
17.214㎡ 28室 (新館：一人部屋)
※内 夫婦等二人部屋に対応可能な居室 6室 |
| (10) 食 堂 | 122.685㎡ 基本は毎食バイキング食で昼食は、オーダー食も選択できます。 |
| (11) 浴 室 | 浴室は24時間いつでも入浴できます。一般浴室と要介護者には介護浴室があります。
一般浴室 23.625㎡
介護浴室 23.625㎡ |

(12) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費

※ 基本サービス費 84円/1日 (基本サービスを行った場合)

事業者名	サービスの種類	サービス内容	算定項目	金額	加算金額
東寿園ヘルパーステーション ありす	訪問介護	身体介護1	15分未満	94円	
		身体介護2	15～30分未満	189円	
		身体介護3	30～90分未満	256円	プラス15分毎85円
		身体介護4	90分以上	548円	プラス30分毎36円
		生活介護1	15分未満	48円	
		生活介護2	15～60分未満	94円	プラス15分毎48円
		生活介護3	60～75分未満	214円	
		生活介護4	75分以上	256円	
		通院等介助		85円	
訪問看護ステーション相扶	訪問看護	基本単位	20分未満	314円	
			30分未満	471円	
			30～60分未満	823円	
			60～90分未満	1128円	
東寿園デイサービスセンターしらたき	通所介護	要介護1		592円	
		要介護2		699円	
		要介護3		810円	
		要介護4		921円	
		要介護5		1033円	
デイサービスさくら	地域密着型通所介護	要介護1		678円	
		要介護2		801円	
		要介護3		929円	
		要介護4		1055円	
		要介護5		1181円	
デイサービスえがお	認知症対応型通所介護	要介護1		471円	
		要介護2		488円	
		要介護3		504円	
		要介護4		520円	
		要介護5		538円	
深川医療器株式会社	福祉用具貸与		1月につき		

○介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 介護職員の賃金の改善等を実施している場合

毎月のサービス利用単位数に22.4%を乗じて得た単位数

(13) 周辺環境

事業所は、広島県東北部の庄原市東城町の町内に位置し、美しい緑に囲まれた自然環境にあります。また、事業所に隣接して商店・住宅地があり、地域社会との日常的なふれあいを感じながら、また地域と共に支え合いながら過ごしていただけます。

(14) 事業所の目的

事業所は、介護保険法令に従い特定施設サービス計画の作成、入所者の安否の確認、生活相談等(以下「基本サービス」という)、並びに事業所が委託する居宅サービス事業者(以下「受託居宅サービス事業者」という)が特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事の介護その他日常生活上のお世話、機能訓練及び療養上のお世話等を行うことを目的としています。

(15) 事業所の運営方針

- ①事業所は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、入所者が要介護状態になった場合でも、事業所において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めます。
- ②事業所は、安定的かつ継続的な事業運営に努めます。

3. 事業所入所対象者

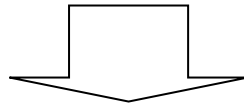
事業所入所対象者は、養護老人ホーム東寿園入所者のうち、介護保険制度における要介護認定の結果、要介護と認定された方が対象となり、事業所と介護サービスの利用に係る契約を締結していただくこととなります。

(入所者が個々の受託居宅サービス事業者と利用契約をしていただく必要はありません。)

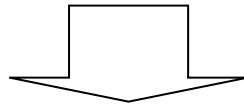
4. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) 入所者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「特定施設サービス計画（ケアプラン）」で定めます。
- (2) ケアプランの作成及びその変更は、次頁のとおり行います。

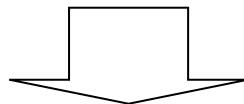
①事業所の計画作成担当者に、ケアプランの原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



②その担当者は、ケアプランの原案について入所者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得た上で決定し書面により交付します。



③ケアプランは、必要に応じ変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、入所者及びその家族等と協議した上でケアプランを変更します。



④ケアプランが変更された場合には、入所者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。



5. 職員の配置状況

事業所では、外部サービス利用型特定施設の職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職種	現在の在籍人員
1. 管理者	1名（専従）
2. 生活相談員	1名（兼務）
3. 計画作成担当者	1名（兼務）
4. 介護職員	9名（兼務）

<配置職員の職務内容>

管 理 者：事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

また、事業所の職員に運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行います。

生 活 相 談 員：入所者の生活相談及び援助の企画立案、実施に関する業務を行います。また、常に計画作成担当者との連携を図り特定施設サービス計画につなげます。

計画作成担当者：入所者に係る特定施設サービス計画（ケアプラン）を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して入所者の満足度を確保します。

介 護 職 員：入所者の日常生活上の安否確認、援助業務を行います。

6. 事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 事業所が提供するサービスについては、養護老人ホーム東寿園において提供される日常生活への支援や相談業務のほかに、

①外部サービス利用型特定施設入所者生活介護事業者が行う生活相談、安否確認、緊急対応並びに計画作成等の基本サービス。

※安否確認については、毎日定時及び随時の居室巡回により行う。

②外部の受託居宅サービス事業者が行う入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話等があります。

ご希望により、入所者に連絡するのと同様の通知をご家族等へも行います。

(2) サービス利用料金

<介護保険給付対象のサービス>

別紙の料金表のとおりとします。

<介護保険給付対象外のサービス>

以下のサービスは、利用料金の全額が入所者の負担となります。

①ケアプランに定める回数を超えての介護サービスの利用。

②理美容

必要に応じて、理容師、美容師の出張による理髪、美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費。

③日常生活用品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、入所者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用。

④入所者の希望により提供される、日常生活上の便宜に要する費用。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記の自己負担に係る料金・費用は月末に計算し、翌月の25日にお届けいただいた指定日座から引き落とされます。

(4) 利用の中止、変更、追加

①利用予定日の前に、入所者の都合によりサービスの利用を中止、又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業所にお申し出下さい。

②利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料をお支払いいただく場合があります。ただし、入所者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

③サービス利用の変更・追加の申し出に対して、受託居宅サービス事業者の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を入所者に提示して協議します。

(5) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入所者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

名 称	医療法人 社団千手会 瀬尾医院
所在地	広島県庄原市東城町川東 1 6 3 - 7
診療科	内科・外科
名 称	医療法人社団 横山歯科医院
所在地	広島県庄原市東城町川西 7 9 2 - 1
診療科	歯科

7. サービス利用契約の終了について

契約期間満了の7日前までに入所者から契約終了の申し出がない場合には、契約は更に6ヶ月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に、このような事項に該当するに至った場合には、事業所との契約は終了します。

- ①入所者が死亡された場合。
- ②要介護認定等により入所者の心身の状況が自立と判定された場合。
- ③事業者が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ④事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は事業所を廃止した場合。
- ⑤施設の滅失や重大な破損により、入所者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ⑥入所者から中途解約、又は契約解除の申し出があった場合。
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合。

(1) 入所者からの中途解約・契約解除の申し出

契約の有効期間中であっても、入所者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約・解除届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ①入所者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②入所者によるサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③入所者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の入所者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④入所者の行動が、他の入所者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす

おそれがあったり、あるいは入所者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続したい重大な事情が生じた場合。

(3) 契約の一部が解約、又は解除された場合

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに係る条項はその効力を失います。

8. サービス提供における事業者の義務

事業所は、入所者に対してサービスを提供するに当たって、次のことを守ります。

- ① 入所者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
日中及び夜間帯に定時又は随時の安否確認を行います。
- ② 入所者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、入所者から聴取、確認します。
- ③ サービスを行っているときに、入所者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治の医師又は協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、あらかじめお届けいただいている緊急連絡先へも速やかに連絡を行います。
- ④ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、入所者に対して、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。
- ⑤ 入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。
- ⑥ 入所者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、入所者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑦ 入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、入所者又は他の入所者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑧ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するに当たって知り得た入所者又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。また、退職した後もこれを堅持します。(守秘義務)ただし、入所者に医療上の必要があり、医療機関等に入所者の心身等の情報を提供する場合、また、入所者の円滑な退園のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、予め書面による入所者の同意を得て行います。

9. サービスご利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の利用上の注意義務等

- ① 事業所の施設、設備、敷地は、その本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 入所者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が入所者の居室内立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。
- ③ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、入所者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

(2) 事業所内禁止行為

- ① ケンカ、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。

- ②政治活動、営利活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人に迷惑を及ぼすこと。
- ③決められた場所以外での喫煙。
- ④指定した場所以外で火気を用い、又は自炊すること。
- ⑤事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- ⑥故意又は無断で、設備もしくは備品に損害を与え、又はこれらを事業所外に持ち出すこと。

10. 事故発生時の対応について

事業所は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

11. 損害賠償について

- (1) 事業所において、事業者の責任により入所者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、入所者に故意又は過失が認められる場合には、入所者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。
- (2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - ①入所者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結に際し、入所者の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - ②ご利用者（その家族、身元引受人等も含む）がサービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - ③入所者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
 - ④入所者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

12. 苦情の受付について

- (1) 事業所における苦情の受付

事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付担当者（受付時間：月～金 8：30～17：30） 電話番号 08477-2-2215

〔氏名〕磯川弘子

〔職名〕法人本部 課長

苦情解決責任者

〔氏名〕小林正和

〔職名〕東寿園 園長

第三者委員

[氏名] 吉本一徳 [職名] 社会福祉法人東城有栖会 監事

[氏名] 金丸和夫 [職名] 東城町児童民生委員

苦情の受付窓口は、上記受付担当者となります。

また、第三者委員も直接、苦情を受け付けることができます。第三者委員は苦情解決を円滑に図るため、双方への助言や話し合いへの立ち会いなども致します。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 苦情処理の手順

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接申し出ることもできます。

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は苦情申出人と誠意をもって話し合い、双方にとって意義のある解決に努めます。その際苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次のとおり行います。

ア 第三者委員による苦情内容の確認

イ 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

④ 都道府県運営適正化委員会の紹介

苦情解決委員会で解決できない苦情は、広島県社会福祉会館に設置された広島県福祉サービス運営適正化委員会に申し立てることができます。

(3) 行政機関その他の苦情受付機関

庄原市役所東城支所 地域振興室 福祉係	所在地 広島県庄原市東城町川東1175 電話番号 08477-2-5131 ・ F A X 08477-2-5001 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
国民健康保険団体連合会 介護保険課 調査指導係	所在地 広島市中区東白島町19-49 電話番号 082-545-0783 ・ F A X 082-511-9126 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
広島県社会福祉協議会 適正化委員会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3419 ・ F A X 082-569-6161 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0

13. 入所者が他の居室に移る場合の条件及び手続

- (1) 入所者から居室の変更希望の申出があった場合には、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。
- (2) 入所者の心身の状況等により居室を変更する必要があると思われる場合には、入所者とその家族と協議の上決定します。

14. 利用料金の改定

利用料金は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとします。また、その他の費用も含め、利用料金の改定にあたっては、あらかじめ入所者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得ます。

15. その他

- (1) 事業者は、契約書の第9条本文の場合に備えて、賠償保険に加入しています。
- (2) 事業者は、弁護士法人ALG&Asssociatesと顧問契約を締結しています。
- (3) 事業者は、提供する居宅介護支援に関して、利用者に対する背信行為等不適切な業務が認められた場合には、弁護士法人ALG&Associstesの監督のもと適正な措置を講じるよう努めます。

特定施設入所者生活介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 広島県庄原市東城町川西947番地2
名 称 社会福祉法人東城有栖会
代表者 理事長 高 原 淳 尚

説明者 職 名
氏 名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者）

住 所
氏 名

身元引受人

住 所
氏 名

(契約者との関係)

私は、利用者が、事業者から重要事項の説明を受け、特定施設入所者生活介護サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住 所
氏 名

(契約者との関係)